



平成 30 年 12 月 4 日

各 位

会 社 名 日本システム技術株式会社
代 表 者 の 代表取締役社長
役 職 氏 名 執 行 役 員 平林 武昭
(コード番号 4 3 2 3 東証第一部)
問い合わせ先 取締役執行役員 大門 紀章
(T E L 0 6 - 4 5 6 0 - 1 0 0 0)

生活保護受給者健康管理支援システム提供開始に関するお知らせ

当社はこのたび、自治体向け「生活保護受給者健康管理支援システム」を開発し、平成30年10月より大阪市様へ提供を開始したことを、別紙のとおりお知らせいたします。

なお、本件に係る業績への影響は平成30年5月11日発表の業績予測に含まれております。

平成 30 年 12 月 4 日

報道関係者各位

生活保護受給者健康管理支援システム提供開始に関するお知らせ

当社はこのたび、自治体向け「生活保護受給者健康管理支援システム」を開発しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本システムは自治体生活保護向けの健康管理システムとしては国内初^{※1)}の導入となり、大阪市様へ平成30年10月より提供開始いたしました。

※1) 当社の独自調査による（平成30年10月時点）

記

1. 目的及び内容

当社は、長年培った広範なICTを駆使し、医療機関より健康保険組合様や自治体様へ請求される医療費の明細書である「診療報酬明細書」と「調剤報酬明細書」（以下、あわせて「レセプト」という。）を高速かつ自動的にレセプト点検および分析するシステム（以下、「JMICS」という。）を開発、平成22年8月よりサービス開始いたしました。大阪市様には平成24年4月1日よりご契約いただき、レセプトデータをお預かりし、点検業務のみならず、医療費分析までを行うことで、総合的な医療扶助適正化のご支援を行っております。また、当社は、JMICSを核として、健診データ等外部データの取り込みや各種分析・通知サービスなどのデータヘルスソリューションを拡充し、平成25年4月より医療保険分野におけるビッグデータ事業を推進しております。

一方、厚生労働省では平成28年7月より5回にわたり「生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会」が開催され、生活保護受給者（以下、受給者）の約8割が医療機関を受診しているという現状を踏まえ、レセプトをはじめとするデータを活用し、受給者の特性に応じた健康を支援する取り組みの推進を掲げました。また、平成33年1月にはデータに基づいた、生活習慣病の予防等を推進するための「被保護者健康管理支援事業」を創設し、全ての福祉事務所において当該事業を実施することとしています。

このような情勢を受けて、当社では大量データを様々な観点から集計・集約することで、自治体生活保護における、受給者の健康増進に寄与することを目指し、今般の健康管理システムのリリースに至りました。

本システムでは複数年のレセプトを活用し、様々な条件から指導対象者を抽出、対象者の通院歴、疾病状況、服薬状況等の容易な把握を実現し、各福祉事務所におけるデータに基づいた受給者への指導を支援いたします。また、特定健康診査結果や受給者に関する記録など、レセプト以外の外部データへの対応も予定しており、より詳細な受給者の状況把握が可能となります。

2. 新製品の概要

指導対象となる受給者のレセプトを元に生活習慣病の罹患状況や服薬状況を把握するこ

とのほか、適正受診など医療扶助適正化観点において支援・指導をサポートするシステムです。自治体生活保護に対し、これまでより強力な健康増進・医療扶助適正化に向けたPDCAサイクル推進のサポートを実現いたします。

3. 新製品の名称

生活保護受給者健康管理支援システム

4. 新製品の主な機能

① 個人カルテ機能

a. 対象者検索画面

分析対象とするレセプトデータ期間を自由に指定し、生活習慣病・重複処方・頻回受診・ジェネリック医薬品切替状況など複数条件を組み合わせて抽出します。また、本機能で抽出した対象者を選択し、抽出された対象者の詳細情報から個人カルテ情報（医療機関受診情報・傷病情報・医薬品情報）を閲覧することができます。

b. 個人カルテ画面

生活習慣病等罹患状況や受診医療機関、服薬情報など様々な情報を一画面で表示します。指導の度に個人のレセプトを確認する必要がなく、職員の業務効率化を支援します。

また、今後は指導記録の登録機能の追加も予定しており、罹患状況等の確認と合わせて、過去の指導記録の確認を実施することで、次回指導の質の向上に寄与いたします。

② 分析帳票

レセプト年月や福祉事務所毎に、頻回受診者^{※2}リストやジェネリック医薬品切替可能者一覧のほか、医療機関傾向分析帳票など20種類以上の帳票を備えております。最新データを随時処理により、分析に必要な時はいつでもご利用いただけます。また、個人カルテを用いた個別指導の推移など一定期間での状況を確認でき、次の指導へ活かすなどPDCAサイクル推進の一助となる運用を支援いたします。

※2) 頻回受診者：同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診している者等を指す。

◆当社システムサービスの名称

商標名：JMICS（ジェイミクス/JAST Medical Insurance Checking System）サービス

日本語名称：JAST医療保険点検分析システムサービス

JAST：日本システム技術株式会社の略称

◆本システムに関するお問い合わせ先

日本システム技術株式会社 ヘルスケアイノベーション事業部

TEL : 06-4560-1050

URL : <http://www.jast.jp/>

Mail : jmics-sales@jast.co.jp

担当 : 三澤・野間

以上